

第6回 渡良瀬遊水地保全・利活用協議会



平成30年 8月 1日

- 資料1-1 平成29年度 事業報告 ①合同部会
- 資料1-2 平成29年度 事業報告 ②合同部会
- 資料2-1 平成30年度 事業計画(案) ①合同部会
- 資料2-2 平成30年度 事業計画(案) ②合同部会
- 資料3-1 「渡良瀬遊水地保全・利活用協議会」規約(案)
- 資料3-2 「渡良瀬遊水地保全・利活用協議会」規約(案) 新旧対照表
- 資料3-3 渡良瀬遊水地保全・利活用協議会 役員
- 資料4 平成30年度 収入・支出予算(案)

平成 29 年度事業報告

①賢明な利活用及び地域振興検討合同部会（部会長・事務局 栃木市）

1. 取り組みの概要

（1）9/20 第 7 回賢明な利活用及び地域振興検討合同部会

- ①アクセス道路ネットワーク化及び遊水地内道路案内サインについて
 - ・前回までの検討結果について、具体化に向けての課題や取組予定等を説明
- ②新たなテーマ「観光、エコツーリズム」について
 - ・導入として、エコツーリズムとは何か、国内観光における最近の動向、4 市 2 町における既存の取組事例等を紹介 [参考資料 1-1](#)
 - ・今後の進め方について意見交換

（2）11/22 第 8 回賢明な利活用及び地域振興検討合同部会

- ①アクセス道路ネットワーク化及び遊水地内道路案内サインについて
 - ・主要駅から渡良瀬遊水地へのルートマップ等の素案を提示
- ②観光、エコツーリズムについて
 - ・遊水地において、エコツアー等を展開する上で伝えられる魅力は何か？等について、2つのグループに分かれて意見交換

（3）1/24 第 9 回賢明な利活用及び地域振興検討合同部会

- ①観光、エコツーリズムについて
 - ・旅行会社担当の方より、渡良瀬遊水地を舞台としてツアーを組み立てる際のポイント等のアドバイスをいただく
 - ・グループワークにより、遊水地におけるツアーのメインテーマ、メニュー、コースの設定等について意見交換
 - ・メインテーマを、「歴史と自然」に絞り込む

（4）3/7 第 10 回賢明な利活用及び地域振興検討合同部会

- ①観光、エコツーリズムについて
 - ・前回到引き続き、旅行会社担当の方より、遊水地でのツアー造成におけるポイント等を参考資料により説明
 - ・小山市より遊水地観光地化の取組の紹介をいただく
 - ・グループワークにより、既存の取組事例や野鳥観察における季節ごとの状

況や来訪者のニーズ等についての意見交換

- ・グループワークでの内容について、旅行会社担当の方より、コメント及びアドバイスをいただく

(5) 5/23 第 11 回賢明な利活用及び地域振興検討合同部会

①観光、エコツーリズムについて

- ・これまでの検討状況から、以下のとおり部会として目指す方向性を事務局より提示
- ・事前のアンケートにより、遊水地内における各市町及び団体の既存の取組について、問合せ先や受け入れ体制を一覧表にまとめ提示 [参考資料 1-2](#)
- ・季節や実施時期、テーマ別に分類整理して、遊水地における来訪者のおもてなし一覧にまとめ、協議会として情報発信していく [参考資料 1-3](#)
- ・このテーマについては、終了として8月の協議会以降は、新たなテーマについて検討することとする

(6) 7/25 第 12 回合同部会①及び合同部会②（合同開催）

①第 6 回協議会における議事について

- ・平成 29 年度事業報告について
※これまでの部会の取り組みについて報告
- ・規約改正（案）について
- ・平成 30 年度事業計画（案）について
※今後取り組むテーマ及び進め方について
- ・平成 30 年度収入・支出予算（案）について
- ・役員（案）について

2. 幹線道路への遊水地案内標識設置に関する要望活動

- ・平成 30 年 3 月 19 日 国土交通省宇都宮国道事務所及び栃木県栃木土木事務所へ協議会長より要望書を提出 [参考資料 1-4](#) [参考資料 1-5](#)
- ・国道 50 号への設置に向けた国道事務所との協議等を行った。

3. ラムサール条約湿地登録 5 周年記念事業の実施

- ・ラムサール条約湿地登録 5 周年を記念するカードを 7 種類作成し、遊水地内及び周辺 4 市 2 町の計 7 施設において、配布を行った。（平成 29 年 7 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで） [参考資料 1-6](#)

平成 29 年度事業報告

②遊水地保全・再生及び人々の交流・教育・普及啓発検討合同部会

(部会長・事務局 小山市)

1. 取り組みの概要

(1) 9/20 第 7 回遊水地保全・再生及び人々の交流・教育・普及啓発検討合同部会

① 外来種対策について

- ・植物及び魚類の外来種対策チラシを完成形とし、各構成団体へ電子データ（紙ベースのところ有り）で配布 [参考資料 2-1](#) [参考資料 2-2](#)
- ・必要に応じて啓発するよう共通認識を確認

② 教育・普及のための教材づくりについて

- ・作成しているものについて、内容を専門家に見ていただき、修正点や変更点の洗い出しを行うこととした

(2) 11/22 第 8 回遊水地保全・再生及び人々の交流・教育・普及啓発検討合同部会

① 希少動植物の保全について（新テーマ）

- ・各団体において、どのような希少動植物の保全活動や調査活動をしているかのアンケート調査を実施
- ・アンケート結果をもとに、それらの活動の内容を発表し、活動の共有を図った

② 教育・普及のための教材づくりについて

- ・渡良瀬遊水地探検ブック I のテーマを「①遊水地とは（導入）、②豊かな自然」、探検ブック II のテーマを「③役割、④歴史、⑤暮らし」とする
- ・内容を専門家に確認していただき、指摘いただいたところを修正

(3) 1/24 第 9 回遊水地保全・再生及び人々の交流・教育・普及啓発検討合同部会

① 希少動植物の保全について

- ・それぞれの活動を連携させるためにどうするべきかを検討
- ・平成 30 年度の活動を、渡良瀬遊水地の図面に落として、渡良瀬遊水地の希少動植物保全活動のチラシを作成することとした [参考資料 2-3](#)

② 教育・普及のための教材づくりについて

- ・渡良瀬遊水地探検ブック I 「①遊水地とは（導入）、②豊かな自然」を最終

確認して、完成とする [参考資料 2-6](#)

- ・渡良瀬遊水地探検ブックⅡ「③役割、④歴史、⑤暮らし」について検討

(4) 3/7 第10回遊水地保全・再生及び人々の交流・教育・普及啓発検討合同部会

① 希少動植物の保全について

- ・各々の活動において、作成したチラシも併せて周知することで、渡良瀬遊水地全体の活動を周知していくことを確認
- ・平成29年度実施のシンポジウムで採択された「渡良瀬遊水地宣言」の一部をより詳細にしたものとして、「渡良瀬遊水地自然環境の保全方針」、「自然環境の保全取り組み」を作成することを検討

② 教育・普及のための教材づくりについて

- ・渡良瀬遊水地探検ブックⅡ「③役割、④歴史、⑤暮らし」について検討

(5) 5/23 第11回遊水地保全・再生及び人々の交流・教育・普及啓発検討合同部会

① 希少動植物の保全について

- ・「渡良瀬遊水地自然環境の保全方針」、「自然環境の保全取り組み」を検討し、取りまとめる。 [参考資料 2-4](#) [参考資料 2-5](#)

② 教育・普及のための教材づくりについて

- ・渡良瀬遊水地探検ブックⅡ「③役割、④歴史、⑤暮らし」について完成とする [参考資料 2-7](#)

③ 新たなテーマに向けて

- ・渡良瀬遊水地ガイドクラブ（栃木市）、小山市渡良瀬遊水地エコツアーリズムガイド協会（小山市）、谷中村の遺跡を守る会からそれぞれの概要と現状について報告

(6) 7/25 第12回遊水地保全・再生及び人々の交流・教育・普及啓発検討合同部会

① 部会の取り組み報告について

② 第6回協議会について

2. 外来種対策について

(1) 概要

現在、外来生物が遊水地内に急速に侵入し、貴重種を含む在来生物の生息・生育に悪影響を与えている。

そこで、渡良瀬遊水地の貴重な湿地環境と在来生物の保全を図るための外来種対策について検討を行った。

(2) 検討経過

平成28年度においても検討をしており、平成29年度当初の部会において、各構成団体へ作成したチラシを配布（電子データまたは紙ベース）。

[参考資料 2-1](#) [参考資料 2-2](#)

(3) 検討結果

必要に応じて、チラシを印刷し、配布・周知をする。

3. 希少動植物の保全について

(1) 概要

渡良瀬遊水地は、本州以南最大の湿地に絶滅危惧種を含む多くの貴重な動植物が生息・生育する自然の宝庫である。このような環境は重要なものであり、保全していくためには、4市2町及びその他多くの方が連携して遊水地全体を守らなくてはならない。

そこで、各団体が行っている保全活動がどのように連携できるかを検討した。

(2) 検討経過

各団体で行っている保全活動がどのようなものがあるかをアンケート調査により情報を収集。それらの情報を部会内で共有し、どのように連携できるかの意見を出していただいた。

(3) 検討結果

平成30年度に実施される保全活動の情報を渡良瀬遊水地のマップに落とし込んだ、チラシを作成する。そのチラシを一目見ることで、遊水地内での保全活動をすべて把握できるようにする。それぞれが活動をするときにこのチラシも併せて周知することで、参加者が他団体の活動の情報も把握でき、それぞれの活動の参加者の増加や興味関心を持ってもらうことを目的とする。 [参考資料 2-3](#)

この他、昨年度のシンポジウムで採択された「渡良瀬遊水地宣言」の一部「渡良瀬遊水地特有の自然環境を保全する取組み」を実践していくための「渡良瀬遊水地自然環境の保全方針」、「自然環境の保全取組み」を取りまとめた。 [参考資料 2-4](#) [参考資料 2-5](#)

4. 教育・普及のための教材づくりについて

(1) 概要

日本国内のラムサール条約登録湿地は、渡良瀬遊水地を含め50ヵ所ある。この環境は、日本にとっても重要な湿地環境であり、多くの人々の理解と協力で保全・再生に努め、賢明な利用を図りつつ将来に引き継がれることが求められている。

そこで、次世代を担う子供たちに、渡良瀬遊水地の豊かな自然とその役割について知ってもらい、自然環境の大切さ、及びその保全・再生について考えるきっかけとするための教材づくりについて検討を行った。

(2) 検討経過

渡良瀬遊水地探検ブックⅠ（テーマ「①遊水地とは（導入）、②豊かな自然」）では、特に自然に関することは、有識者からご意見をいただき内容を精査した。その他、合同部会開催前に、事前に資料を送付し、修正点や疑問点を確認していただきながら、検討を進めていった。

(3) 検討結果

教材の対象は小学3，4年、形式はA3両面。

渡良瀬遊水地探検ブックⅠは、テーマを「遊水地とは(導入)」及び「豊かな自然」とし、渡良瀬遊水地探検ブックⅡは、「③役割、④歴史、⑤暮らし」とした。 参考資料 2-6 参考資料 2-7

①賢明な利活用及び地域振興検討合同部会（部会長・事務局 栃木市）

1. 今後の部会の進め方及び方向性について

- ・引き続き2つの部会を合同部会として開催する。
- ・下記（案）の中から「ヨシ焼きの継続実施とヨシの新たな活用」など新たなテーマを選び検討を行う。

「1. 賢明な利活用」及び「4. 地域振興」合同部会① 全体タイムスケジュール（案）

H28.9.28 合同部会① 資料2

項目	H28年	H29年	H30年	H31年	H32年 (2020年オリンピック)	H33～長期	摘要
1. 賢明な利活用							
1. 全体的な計画の検討	シンポジウム・ロゴマーク	→					
2. 自然環境を生かした利用							全体合同部会での検討が必要
3. 地域連携による安全対策							緊急時の連絡先、対応ルールの作成 自転車・歩行者の区割りの徹底、その他安全 対策の検討
4. 利用ルール（マナー、モラル）	10のマナー済み						10のマナー・パンフレット等を活用した 普及・啓発
5. 鳥類、植物、昆虫等の観察 マナーの徹底							対応方法の検討、普及・啓発
4. 地域振興							
1. エコツーリズム							→メニュー、企画、受入れ体制
2. 観光							→企画、情報発信
3. ヨシの利用	よし利用の促進	→ヨシの新たな利用の検討					よし利用の促進、ヨシの新たな利用
4. アクセシビリティネットワーク化	実態と課題の整理	→ヨシ焼きの継続実施に向けた検討 対応方針	協力依頼・改善				→ヨシ焼きの継続実施に向けた検討
5. 遊水地内道路案内（サイン）	実態と課題の整理	→対応方針	協力依頼・改善				

平成 30 年度事業計画（案）

②遊水地保全・再生及び人々の交流・教育・普及啓発検討合同部会

（部会長・事務局 小山市）

1. 今後の部会の進め方及び方向性について

（1）外来種対策について

現行のチラシを配布・周知。今後、状況に応じて改定を検討。

（2）希少動植物の保全について

「渡良瀬遊水地自然環境の保全方針」「自然環境の保全取り組み」について共通認識を持ち、必要に応じて検討をしながら、それぞれの活動に活かしていく。

（3）教育・普及のための教材づくりについて

「教育・普及のための教材づくり」についての検討は終了。内容に大幅な変更がある場合は、改定を検討。

今回完成した教材を必要に応じて配布し、子どもたちへの教育、普及につなげられるように教材を使用していく。

（4）野鳥の生息環境の保全について

現在、国の特別天然記念物のコウノトリが飛来している。コウノトリやその他渡良瀬遊水地に飛来する野鳥の生息環境の現状と保全について検討していく。

（5）普及啓発のための人材育成について

渡良瀬遊水地を拠点としているボランティアガイドや他ボランティアガイドとの交流や、どのように観光につなげられるかを検討していく。

「2. 遊水地環境保全・再生」及び「3. 人々の交流・教育・普及啓発」合同部会② 全体タイムスケジュール【第1回合同部会資料より】 参考4

項目	H28年	H29年	H30年	H31年	H32年(中期) (オリンピックまで 2020)	H33～長期	摘要
2. 湿地環境の保全・再生							
1. 外来種対策							一部実施中、住民への呼びかけ
2. 希少動植物保全							一部実施中、拡大には、 保全区域の設定
3. 野鳥の生育環境の保全							現状の把握と、対策について
4. イノシシ等の対応							看板設置、その他対策
5. ゴミ対策							状況を見ながら対策検討
6. 治水(河道整備、避難所、掘削等)							湿地再生事業 治水関連の情報収集
3. 人々の交流・教育・普及啓発							
1. 利活用情報の一元化		運用					渡良瀬情報ネットワーク
2. 遊水地のガイドブック等(英語版含む)							英語版パンフレット等について オリンピックまでに
3. 情報提供の場(デジタルセンター)							体験学習ハウス等、資料収集
4. 普及啓発のための人材育成							ボランティアガイドの養成、湿地の保全する人の育成等
5. 教育・普及啓発のための教材作り		学習					治水・利水・歴史・環境
		教材作り					

「渡良瀬遊水地保全・利活用協議会」規約（案）

（名称）

第1条 本会は「渡良瀬遊水地保全・利活用協議会」（以下「協議会」という）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、渡良瀬遊水地のラムサール条約登録を踏まえ、「湿地の保全」、「湿地の賢明な利用」を図るため、治水機能の向上と継続的な自然環境の保全及び様々な利活用の促進に関し、関係機関及び周辺の住民等が十分に協議を行うことを目的とする。

（活動内容）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために必要な次に掲げる事項について協議検討のもと活動を行う。

- (1) 治水機能の向上及び利水機能の維持を含む遊水地の賢明な利活用を図る。
- (2) 貴重な遊水地の生態系を護るため湿地の保全・再生を図る。
- (3) 人々の参加・交流や情報交換・教育・啓発活動を進める。
- (4) 渡良瀬遊水地及び周辺地域の地域振興を図る。

（構成）

第4条 協議会は4市2町の行政、自治会等地域の代表、渡良瀬遊水地に関係する各種団体、国内ラムサール条約関係官庁及び河川管理者をもって構成する。構成員については別紙1のとおりとする。

- 2 協議会は第3条に掲げる活動を円滑に進めるため、必要に応じそれぞれの活動内容ごとに部会を設ける。
- 3 協議会に、植物・動物などの自然環境や歴史、文化などの社会環境に関する学識者等の専門アドバイザーを設け、必要に応じて助言・協力を受ける。

（構成員の相互協力）

第5条 構成員は、渡良瀬遊水地に関する情報の共有のもとで建設的な対話を行い、相互に協力する。

（役員を選任及び任務）

第6条 本協議会に次の役員を置く。

- | | |
|---------|----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 3名 |
| (3) 監事 | 2名 |

- 2 役員は、別紙2の地方自治体の長の中から互選により選出するものとし、協議会構成員の承認を得る。
- 3 会長は、会務を総理し、副会長はその補佐をする。
- 4 会長に事故のあるときは、副会長が代理をする。
- 5 監事は会計を監査する。

(協議会の開催)

第7条 協議会は、原則として年1回開催することとし、会長がこれを招集する。ただし、会長が必要と認めるときは、協議会を招集することができる。

- 2 会長が必要と認めるときは、協議会構成員以外の者を協議会に出席させることができる。

(協議会の議事)

第8条 協議会の議事は、議長が進行する。

- 2 議長は、会長が務める。

(部会の設置及び運営)

第9条 部会の設置及び運営に関する事は協議会で決定する。

(公開)

第10条 協議会及び部会は、生物の保護上又は個人情報保護上支障のある場合を除き、原則公開とする。

(任期)

第11条 役員は任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 役員が欠けた場合における補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

(幹事会)

第12条 協議会の準備、運営を行うため幹事会を設置する。

- 2 幹事会の構成員は別紙3のとおりとする。
- 3 幹事会で調整した内容については、協議会の議事に諮る。

(事務局)

第13条 協議会の事務局は、利根川上流河川事務所調査課に置く。

(経費)

第14条 本会の経費は運営負担金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 各市町が負担する運営負担金は年額とし、その額は、幹事会での協議を経て会長が別に定める。

(会計年度及び会計処理)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。

2 本会の会計処理は、会長市町が担当し、該当市町の財務関係規則に準じて行う。

(規約改正)

第16条 この規約は、協議会の構成員の発議により、協議会の会議の出席構成員の過半数の合意を得て、改正することができる。

(雑 則)

第17条 この規約に定めるもののほか、必要な事項については、会長が協議会に諮って定める。

附則

(施行期日)

この規約は、平成25年8月2日より施行する。

(改 正)

この規約は、平成26年7月25日より施行する。

この規約は、平成27年8月3日より施行する。

この規約は、平成28年8月22日より施行する。

この規約は、平成29年8月2日より施行する。

この規約は、平成30年8月1日（以下「施行日」という）より施行する。

(任期に関する経過措置)

平成30年度に選任された役員の任期は、この規約による改正後の「渡良瀬遊水地保全・利活用協議会」規約第11条第1項にかかわらず、平成29年度に選任された会長及び副会長の残任期間とする。

(会計年度に関する経過措置)

平成30年度の会計年度は、この規約による改正後の「渡良瀬遊水地保全・利活用協議会」規約第15条第1項にかかわらず、施行日から平成31年3月31日までとする。

1. 地方自治体
4市2町（古河市、栃木市、小山市、野木町、板倉町、加須市）
2. 渡良瀬遊水地利用者（占用）
一般財団法人渡良瀬遊水地アクション振興財団
3. 渡良瀬遊水地利用者（採取）
渡良瀬遊水地利用組合連合会
栃木県下都賀漁業協同組合
4. 渡良瀬遊水地隣接自治会代表
古河市行政自治会
部屋地区自治会連合会（栃木市）
藤岡地区自治会長会（栃木市）
赤麻地区自治会連合会（栃木市）
生井地区自治会連合会（小山市）
野木区（野木町）
板倉町行政区長会
加須市自治協力団体連絡会北川辺支部
5. 渡良瀬遊水地の治水に関する関係団体
渡良瀬遊水地第2調節池周辺地区治水事業促進連絡協議会
渡良瀬遊水地関連地域活性化協議会
思川右岸生井地区堤防強化対策協議会
巴波・永野川築堤、堤防改修工事対策協議会
野木町川西地区治水事業促進連絡会
藤岡町巴波川周辺地区治水事業促進連絡協議会
小山市渡良瀬遊水地治水推進・ラムサール賢明な活用・周辺整備推進期成同盟会
6. 渡良瀬遊水地を活動拠点としている団体
ラムサール湿地ネットわたらせ
渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会
わたらせ未来基金
渡良瀬遊水地野鳥観察会
コウノトリ・トキの舞うふるさと おやま をめざす会
谷中村の遺跡を守る会
渡良瀬遊水地ガイドクラブ
小山市渡良瀬遊水地エコツーリズムガイド協会

7. 渡良瀬遊水地を利用している団体（スポーツ等）
 - 渡良瀬遊水地スポーツ利用者等連絡協議会
 - 特定非営利活動法人 スカイダイブ藤岡
 - ミカモライディングクラブ
 - 一般社団法人 栃木市熱気球クラブ
8. 土地改良区
 - 藤岡土地改良区
 - 思川西部土地改良区
9. 教育関係
 - 4市2町（古河市、栃木市、小山市、野木町、板倉町、加須市）教育委員会
10. その他公募による団体
11. 国関係
 - 環境省関東地方環境事務所野生生物課
 - 国土交通省利根川上流河川事務所

地方自治体の長

- ・ 古河市
- ・ 栃木市
- ・ 小山市
- ・ 野木町
- ・ 板倉町
- ・ 加須市

幹事会 構成員

- ・古河市 企画課
- ・栃木市 遊水地課
- ・小山市 渡良瀬遊水地ラムサール推進課
- ・野木町 未来開発課
- ・板倉町 企画財政課
- ・加須市 環境政策課
- ・環境省 関東地方環境事務所 野生生物課
- ・国土交通省 利根川上流河川事務所 調査課

「渡良瀬遊水地保全・利活用協議会」規約 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第1条～第5条 略</p> <p>(会長、副会長の選任及び任務) 第6条 _____ _____ _____ _____ 協議会の会長及び副会長は、別紙2の地方自治体の長の中から互選により選出するものとし、協議会構成員の承認を得る。</p> <p>2 会長は、会務を総理し、副会長はその補佐をする。 3 会長に事故のあるときは、副会長が代理をする。</p> <p>_____ _____ 第7条～第10条 略</p> <p>(任 期) 第11条 会長及び副会長の任期は2年とし、再任を妨げない。 2 会長又は副会長が欠けた場合における補欠の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第12条～第13条 略</p> <p>_____ _____ _____ _____ _____ 第14条 本会の経費は運営負担金及びその他の収入をもって充てる。 2 各市町が負担する運営負担金は年額とし、その額は、幹事会での協議を経て会長が別に定める。</p>	<p>第1条～第5条 略</p> <p>(役員の選任及び任務) 第6条 本協議会に次の役員を置く。 (1) 会長 1名 (2) 副会長 3名 (3) 監事 2名</p> <p>2 役員は、別紙2の地方自治体の長の中から互選により選出するものとし、協議会構成員の承認を得る。</p> <p>3 会長は、会務を総理し、副会長はその補佐をする。 4 会長に事故のあるときは、副会長が代理をする。 5 監事は会計を監査する。</p> <p>第7条～第10条 略</p> <p>(任 期) 第11条 役員は任期は2年とし、再任を妨げない。 2 役員が欠けた場合における補欠の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第12条～第13条 略</p> <p>(経 費) 第14条 本会の経費は運営負担金及びその他の収入をもって充てる。 2 各市町が負担する運営負担金は年額とし、その額は、幹事会での協議を経て会長が別に定める。</p>

現 行	改 正 案
<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>(会計年度及び会計処理)</p> <p><u>第15条</u> 本会の会計年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。</p> <p><u>2</u> 本会の会計処理は、会長市町が担当し、当該市町の財務関係規則等に準じて行_{2。}</p>
<p>(規約改正)</p> <p><u>第14条</u> この規約は、協議会の構成員の発議により、協議会の会議の出席構成員の過半数の合意を得て、改正することができる。</p>	<p>(規約改正)</p> <p><u>第16条</u> この規約は、協議会の構成員の発議により、協議会の会議の出席構成員の過半数の合意を得て、改正することができる。</p>
<p>(雑 則)</p> <p><u>第15条</u> この規約に定めるもののほか、必要な事項については、会長が協議会に諮って定める。</p>	<p>(雑 則)</p> <p><u>第17条</u> この規約に定めるもののほか、必要な事項については、会長が協議会に諮って定める。</p>
<p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>この規約は、平成25年8月2日より施行する。</p>	<p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>この規約は、平成25年8月2日より施行する。</p>
<p>(改 正)</p> <p>この規約は、平成26年7月25日より施行する。</p> <p>この規約は、平成27年8月3日より施行する。</p> <p>この規約は、平成28年8月22日より施行する。</p> <p>この規約は、平成29年8月2日より施行する。</p>	<p>(改 正)</p> <p>この規約は、平成26年7月25日より施行する。</p> <p>この規約は、平成27年8月3日より施行する。</p> <p>この規約は、平成28年8月22日より施行する。</p> <p>この規約は、平成29年8月2日より施行する。</p> <p>この規約は、平成30年8月1日(以下「施行日」という。)より施行する。</p>
<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>(任期に関する経過措置)</p> <p>平成30年度に選任された役員の任期は、この規約による改正後の「渡良瀬遊水地保全・利活用協議会」規則第11条第1項にかかわらず、平成29年度に選任された会長及び副会長の残任期間とする。</p> <p>(会計年度に関する経過措置)</p> <p>平成30年度の会計年度は、この規約による改正後の「渡良瀬遊水地保全・利活用協議会」規則第15条第1項の規定にかかわらず、施行日から平成31年3月3</p>

現 行	改 正 案
<p>別紙1 1～5 略</p> <p>6. 渡良瀬遊水地を活動拠点としている<u>自然保護団体代表</u> ラムサール湿地ネットワークわたらせ 渡良瀬遊水地を守る利根川流域住民協議会 わたらせ未来基金 渡良瀬遊水地野鳥観察会</p> <p>別紙1 1～5 略</p> <p>7～9 略</p> <p>10. その他公募による団体 谷中村の遺跡を守る会</p> <p>別紙1 1 略</p> <p>別紙2 略</p> <p>別紙3 略</p>	<p>1日までとする。</p> <p>別紙1 1～5 略</p> <p>6. 渡良瀬遊水地を活動拠点としている____団体____ ラムサール湿地ネットワークわたらせ 渡良瀬遊水地を守る利根川流域住民協議会 わたらせ未来基金 渡良瀬遊水地野鳥観察会 谷中村の<u>遺跡を守る会</u> 渡良瀬遊水地ガイドクラブ 小山市渡良瀬遊水地エコツアーリズムガイド協会</p> <p>7～9 略</p> <p>10. その他公募による団体 _____</p> <p>別紙1 1 略</p> <p>別紙2 略</p> <p>別紙3 略</p>

渡良瀬遊水地保全・利活用協議会 役員

平成 25 年 8 月 協議会発足

会長 小山市 副会長 栃木市 古河市 野木町 板倉町 加須市

平成 27 年 8 月 改選

会長 栃木市 副会長 小山市 古河市 野木町 板倉町 加須市

平成 29 年 8 月 改選

会長 小山市 副会長 栃木市 古河市 野木町 板倉町 加須市

平成 30 年 8 月

会長 小山市 副会長() () () 監事() ()

(役員を選任及び任務)

第 6 条 本協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 3 名
- (3) 監 事 2 名

2 役員は、別紙 2 の地方自治体の長の中から互選により選出するものとし、協議会構成員の承認を得る。

3 会長は、会務を総理し、副会長はその補佐をする。

4 会長に事故のあるときは、副会長が代理をする。

5 監事は会計を監査する。

平成 30 年度 収入・支出予算（案）

1 収入

項目	本年度予算額（単位：円）	備考
1 分担金	180,000	各市町負担金
2 補助金	0	
3 諸収入	0	
4 繰越金	0	
合計	180,000	

2 支出

項目	本年度予算額（単位：円）	備考
1 会議費	25,000	協議会・部会
2 事業費	130,000	事業活動経費(パンフレット製作費)等
3 事務費	5,000	事務用消耗品等
4 予備費	20,000	
合計	180,000	

収入総額 180,000円

支出総額 180,000円

上記のとおり提案いたします。

平成 30 年 8 月 1 日

渡良瀬遊水地保全・利活用協議会
会長 大久保 寿夫